

ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 27 年 7 月 10 日（金）
午後 1 時から午後 2 時 40 分
- 2 開催場所 自治会館 9 階第 3 会議室
千葉市中央区中央 4 丁目 17 番 8 号
- 3 出席者
【委員】吉田正人委員（委員長）、廣嶋卓也委員、榎本文夫委員、
関善之委員、茂田達也委員
【 県 】 自然保護課長 外
- 4 議 案
議案第 1 号 平成 27 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について
議案第 2 号 第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に
基づく平成 27 年度の事業実施方針（案）について
- 5 審議結果
上記 2 の議案について審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。
- 6 主な意見
特になし
- 7 主な質疑
 - ・平成 26 年度の狩猟捕獲数が減少しているのは、銃猟のチームの人数が揃わず、出猟できなかつたということか。
→人数が揃わず、全くもしくはあまり出猟できなかつたために捕獲数 0 となったチームが複数あり、その影響は大きいと思われる。
 - ・鴨川市の推定個体数が少なすぎる。推定精度を高める工夫をしたほうがよいのではないか。
→今後、糞粒調査ライン数を増やすことや、ラインの選定基準を見直すことなど、また、現行の糞粒区画法、出生数捕獲数法以外の、ベイズ推定などの方法を使うことも含めて検討したい。
 - ・銃猟のチーム人数の引き下げ幅は 2 名がよいのか。
→平成 26 年度の承認チームにヒアリングを行ったなかで、8 名程度であればシカ猟は可能であり、安全面にも問題ないという意見を多くいただいているので、2 名の引き下げが適当であると判断した。
10 名を集めるのはなかなか難しい、という声も多かった。

- ・推定精度を高めるため、糞粒調査を毎年行うユニットとして、鴨川市のユニットを増やすことができないか。
 - 今年度については予算中での調整となるが、次年度以降の調査も含めて検討したい。

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会次第

日時 平成 27 年 7 月 10 日 (金)

午後 1 時から

場所 千葉県自治会館 9 階

第 3 会議室

1 開 会

2 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ

3 議 案

第 1 号 平成 27 年度におけるニホンジカの狩猟 (案) について

第 2 号 第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) に基づく平成 27 年度の事業実施方針 (案) について

4 その他

5 閉 会

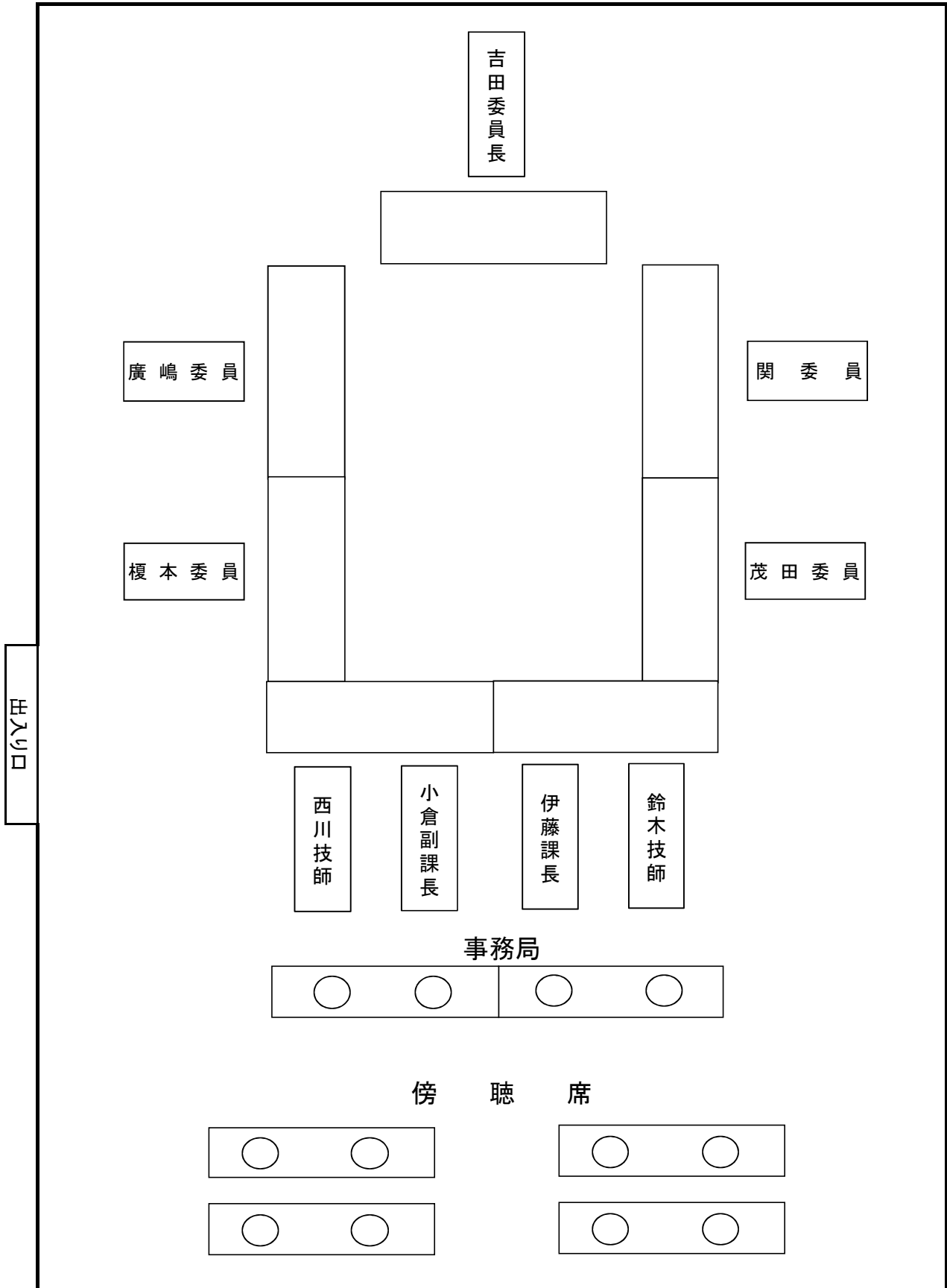
千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会
出席者名簿

平成27年7月10日(金)
千葉県自治会館9階 第3会議室

区分	氏名	役職名	出欠
部会委員	吉田 正人	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授	出
	梅山 雄二	千葉県森林組合連合会 代表理事専務	欠
専門委員	草刈 秀紀	「野生生物と社会」学会 理事	欠
	廣嶋 卓也	東京大学大学院附属千葉演習林 講師	出
	榎本 文夫	一般社団法人千葉県猟友会 事務局長	出
臨時委員	鈴木 正春	安房農業協同組合 常務理事	欠
	関 善之	勝浦市 農林水産課長	出
	山田 一郎	鴨川市 農水商工課長	欠
	茂田 達也	君津市 農林振興課長	出

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 座席表

千葉県自治会館9階第3会議室



議 案

議案第 1 号

平成 27 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止等の一部解除

法第 12 条第 2 項の規定による捕獲禁止及び制限

同条第 3 項の規定による狩猟の事前承認

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

平成27年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

1 内 容

別紙「平成27年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

3 期 間

平成27年11月15日から平成28年2月15日まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を平成27年度に経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は県全域で解禁（国の規制解除）、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっている。

このため、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

5 昨年度との変更点

捕獲制限頭数の引き上げ

銃猟の承認限度チーム数の一部引き上げ、承認限度人数の下限の引き下げ及び1チームあたりの承認可能地域数の引き上げ

(別紙)

平成27年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成27年11月15日から平成28年2月15日まで				
網猟・わな猟	銃猟			
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中40頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中20頭まで	市町村名	承認限度チーム数	承認限度人数 (1チーム8～20名とする)
		市原市	2	16～40名
		勝浦市	3	24～60名
		大多喜町	5	40～100名
		御宿町	1	8～20名
		鴨川市	5	40～100名
		鋸南町	2	16～40名
		君津市	7	56～140名
		富津市	5	40～100名
		南房総市	1	8～20名
		上記以外の地域	0	0名
合計	31	248～620名		

※ 昨年度との変更点

網猟・わな猟の捕獲数制限を10頭増の40頭とする。

銃猟の捕獲数制限を10頭増の20頭とする。

銃猟の承認限度チーム数を市原市、鋸南町、富津市について各1チーム増とする。

銃猟の承認限度人数の下限を2名減の8名とする。

銃猟の1チームあたりの承認可能地域数を1地域から2地域とする。

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が8名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

議案第 2 号

第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 2 7 年度の事業実施方針（案）について

法第 7 条の規定に基づき策定した第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の進行管理

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成27年度の事業実施方針（案）について

1 内 容

別紙「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成27年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目 的

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、生息状況調査を実施する。

3 事業実施期間

平成27年11月から平成28年3月まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところであり、同計画の中で県は「生息状況等モニタリング」を実施することとなっており、できる限り経年的に実施する調査と、概ね5年ごとに行う調査の項目が設定されている。

このため、生息状況調査について、別紙のとおり実施することとしたい。

(別紙)

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成27年度の事業実施方針（案）について

1 生息状況調査（糞粒調査）について

(1) 実施ライン数

平成27年度は市原市15ライン、袖ヶ浦市3ライン、木更津市8ライン、君津市38ライン、鴨川市（シカ保護管理ユニットG1）2ライン、勝浦市（シカ保護管理ユニットU1）2ライン、いすみ市（シカ保護管理ユニットH2）3ラインの計71ライン。

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が7mm以上のものはニホンジカ、7mm未満のものはキョンとして区分して集計する。

(2) 調査時期

平成27年12月～平成28年1月の間

(3) 昨年度との変更点

平成23年度まで生息域を二分して隔年で実施していたが、平成24年度に新規ラインを52ライン追加してライン数が224ラインとなったことから、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市（G1）、勝浦市（U1）、いすみ市（H2）については毎年調査を実施することとしている。

2 生息状況調査（生息分布調査）について

(1) 調査地点数

調査地点は200地点程度とする。国土地理院3次メッシュ（1kmメッシュ）内に1メッシュ1地点以内で設定する。

各調査地点で180cm以下に着葉しているアオキ10本について、食痕の有無、採食割合を毎木調査する。キョンの食痕との判別のため、食痕の高さ100cm以上のものをニホンジカと区分して集計する。

(2) 調査時期

平成27年11月～平成28年3月の間

(3) 前回調査（平成21～23年度）との変更点

ニホンジカの分布が拡大傾向にあることから、前回調査時の調査メッシュよりも外側のメッシュを調査対象とする。

ニホンジカ関係資料

目 次

平成26年度ニホンジカ保護管理事業の実施結果について・・・・・・・・ 1

平成27年度ニホンジカ狩猟（案）について・・・・・・・・ 17

平成27年度ニホンジカ保護管理事業の実施方針（案）について・・・ 20

1 平成 26 年度ニホンジカ保護管理事業実施結果について

(1) 捕獲結果

ア 捕獲数目標と捕獲実績

表 1 平成 26 年度のニホンジカ目標捕獲数と捕獲実績

区 域	区 分	目標捕獲数	捕獲実績	比 較
第 3 次計画の 対象区域 (県内全域)	市町等による 捕 獲	最大限捕獲する	3,361 頭	—
	県による捕獲	最大限捕獲する	63 頭	—
	狩 獵	216 頭	177 頭	−18.1% −39 頭
	計	(最低捕獲数 3,512 頭)	3,601 頭	+2.5% +89 頭

○平成 26 年度目標捕獲数の設定根拠

- ・市町等、県捕獲：平成 25 年度までは推定増加数（中間値）を目標に捕獲を進めてきたが、推定生息数の増加に歯止めをかけるまでには至っていなかった。一方、平成 25 年度末時点の推定生息数をみると、増加率はここ数年で最も小さい結果となったことから、これまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に、最大限捕獲することとした。
- ・狩猟：平成 25 年度捕獲数と同程度とした。
- ・合計：最大限捕獲することとした。

○平成 26 年度目標捕獲数は、最大限捕獲することとし、最低捕獲数を推定増加数の中間値（3,512 頭）とを設定したところであるが、捕獲実績は、目標頭数に比し、2.5%増（89 頭増）の 3,601 頭であった。

イ 捕獲数の対前年比較

表 2 平成 26 年度ニホンジカ捕獲数の対前年度比

区域	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	比較増減
第 3 次計画の 対象区域 (県内全域)	市町等による 捕 獲	2,451 頭	3,361 頭	+37.1% +910 頭
	県による捕獲	54 頭	63 頭	+16.7% +9 頭
	狩 獵	216 頭 (内、銃猟 142 頭)	177 頭 (内、銃猟 108 頭)	−18.1% −39 頭 (銃猟−23.9%)
	計	2,721 頭	3,601 頭	32.3% +880 頭

○県内全域における対前年度比は 32.3%増で、内訳は、市町等の捕獲が 37.1%増、県捕獲が 16.7%増、狩猟が 18.1%減（なお、銃猟では 23.9%減）であった。

○市町等による捕獲の増加には、ニホンジカの生息数の増加が影響していると考えられる。

ウ 捕獲数の推移(県内全域)

表 3 ニホンジカの捕獲数の推移

年度	県による捕獲	市町等による捕獲	狩猟	合計	対前年比
H元		146		146	
H2		153		153	104.8%
H3		210	153	363	235.7%
H4	182	225		407	112.1%
H5	170	223		393	96.6%
H6	189	221		410	103.8%
H7	224	236		460	112.2%
H8	248	300		548	116.6%
H9	285	295		580	105.8%
H10	363	285		648	111.7%
H11	305	373		678	104.6%
H12	250	401		651	96.0%
H13	336	489		825	126.7%
H14	282	619		901	109.2%
H15	135	703		838	93.0%
H16	154	787		941	112.3%
H17	68	982	11	1,061	112.8%
H18		1,146	25	1,171	110.4%
H19		1,342	112	1,454	124.2%
H20		1,560	165	1,725	118.6%
H21		1,685	175	1,860	107.8%
H22	70	1,993	142	2,205	118.5%
H23	182	2,299	189	2,670	121.1%
H24	179	2,899	198	3,276	122.7%
H25	54	2,451	216	2,721	83.1%
H26	63	3,361	177	3,601	132.3%

○平成 16 年度以降一貫して増加していた捕獲数が、平成 25 年度は減少に転じたが、平成 26 年度は再び増加に転じた。

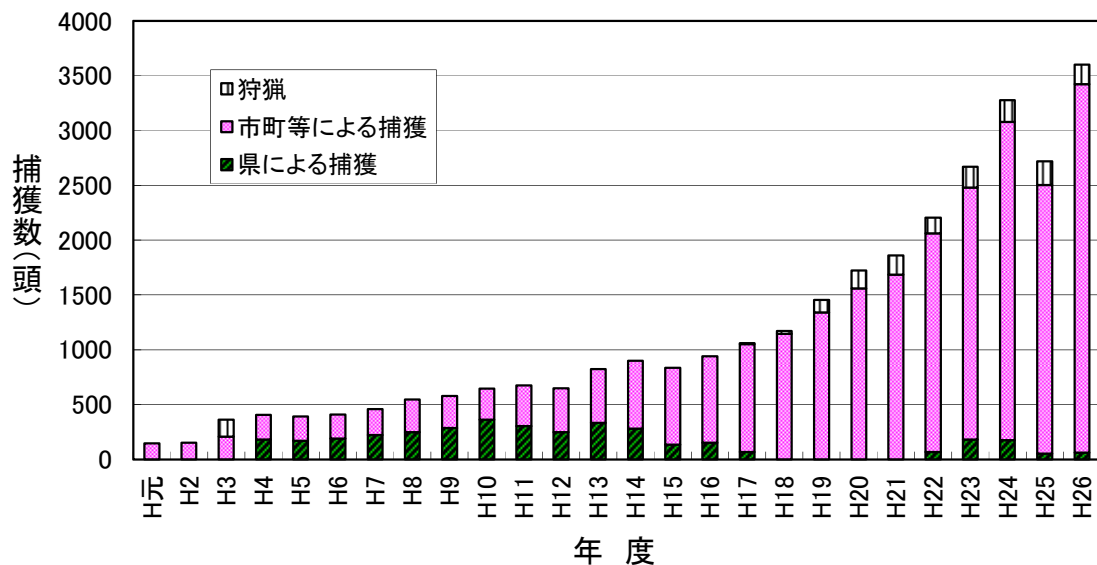


図 1 ニホンジカの捕獲数の推移

エ 市町等による捕獲

① 市町別捕獲数の推移

表 4 ニホンジカの捕獲数の推移(市町村別)

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H24 比	備考
対象 区域	市原市	4 0.3%	4 0.2%	4 0.2%	11 0.5%	6 0.2%	10 0.4%	5 0.1%	83.3%	
	勝浦市	293 18.8%	300 17.8%	387 19.4%	384 16.7%	470 16.2%	470 19.2%	499 14.8%	106.2%	
	大多喜町	130 8.3%	100 5.9%	181 9.1%	363 15.8%	427 14.7%	369 15.1%	444 13.2%	104.0%	
	鴨川市	694 44.5%	844 50.1%	938 47.1%	961 41.8%	1,092 37.7%	871 35.5%	1,185 35.3%	108.5%	
	鋸南町	85 5.4%	89 5.3%	95 4.8%	79 3.4%	119 4.1%	75 3.1%	86 2.6%	72.3%	
	君津市	281 18.0%	290 17.2%	309 15.5%	350 15.2%	610 21.0%	519 21.2%	937 27.9%	153.6%	
	富津市	61 3.9%	32 1.9%	45 2.3%	112 4.9%	138 4.8%	90 3.7%	114 3.4%	82.6%	
	計	1,548 99.2%	1,659 98.5%	1,959 98.3%	2,260 98.3%	2,862 98.7%	2,404 98.1%	3,240 97.3%	114.3%	
対象 区域 外	長南町	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	6 0.2%	-	H26 は メス 4,オス 2
	睦沢町	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	-	オスのみ
	いすみ市	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	4 0.1%	10 0.4%	6 0.2%	150.0%	雌雄不明
	館山市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	3 0.1%	150.0%	H26 は メス 2,オス 1
	南房総市	3 0.2%	8 0.5%	16 0.8%	18 0.8%	14 0.5%	14 0.6%	34 1.0%	242.9%	
	木更津市	9 0.6%	18 1.1%	16 0.8%	21 0.9%	15 0.5%	22 0.9%	34 1.0%	226.7%	
	袖ヶ浦市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	6 0.2%	300.0%	雌雄不明
	計	12 0.8%	26 1.5%	34 1.7%	39 1.7%	37 1.3%	47 1.9%	91 2.7%	433.3%	
合計	1,560	1,685	1,993	2,299	2,899	2,451	3,361	116.6%		

- ・ 下段は捕獲数合計に占める各市町の捕獲数割合
- ・ 平成 24 年度に特定鳥獣保護管理計画を改定し、上記全市町が対象区域となっている。
 - 捕獲数全体に占める割合は鴨川市が 35%以上を占め、最も多く、君津市、勝浦市及び大多喜町が 13～28%と上位 4 市で全体の約 90%を占めている。
 - 市原市といすみ市、富津市を除くすべての市町で捕獲数が増加している。特に君津市では 327 頭増 (53.6%増)、南房総市では 20 頭増 (142.9%増)、木更津市では 19 頭増 (126.7%増) と大幅な増加となっている。
 - 睦沢町では平成 25 年度まで捕獲がなかったが、平成 26 年度は 2 頭捕獲されている。

③ 市町別捕獲方法別捕獲実績

表 5 ニホンジカの捕獲数の推移(市町別、捕獲方法別)

市 町 名	銃器	わな				計	銃器・わなの別不明	合計
		くくりわな	囲いわな	箱わな	わな種不明			
市原市	8	0	0	2	0	2	0	10
	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	
	3	0	0	2	0	2	0	5
	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	0.0%	
長南町	1	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	0	6	0	0	0	6	0	6
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	1	0	0	0	1	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	
勝浦市	66	225	0	179	0	404	0	470
	14.0%	47.9%	0.0%	38.1%	0.0%	86.0%	0.0%	
	62	267	0	170	0	437	0	499
	12.4%	53.5%	0.0%	34.1%	0.0%	87.6%	0.0%	
いすみ市	0	0	0	0	0	0	10	10
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	0	0	0	0	0	0	6	6
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
大多喜町	108	206	0	54	0	260	1	369
	29.3%	55.8%	0.0%	14.6%	0.0%	70.5%	0.3%	
	83	262	0	99	0	361	0	444
	18.7%	59.0%	0.0%	22.3%	0.0%	81.3%	0.0%	
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	1	0	0	0	1	1	3
	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	
鴨川市	180	661	2	28	0	691	0	871
	20.7%	75.9%	0.2%	3.2%	0.0%	79.3%	0.0%	
	185	936	4	60	0	1,000	0	1,185
	15.6%	79.0%	0.3%	5.1%	0.0%	84.4%	0.0%	
南房総市	0	14	0	0	0	14	0	14
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	0	34	0	0	0	34	0	34
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
鋸南町	56	14	0	5	0	19	0	75
	74.7%	18.7%	0.0%	6.7%	0.0%	25.3%	0.0%	
	42	32	0	12	0	44	0	86
	48.8%	37.2%	0.0%	14.0%	0.0%	51.2%	0.0%	
木更津市	0	21	0	1	0	22	0	22
	0.0%	95.5%	0.0%	4.5%	0.0%	100.0%	0.0%	
	0	34	0	0	0	34	0	34
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
君津市	24	189	4	299	0	492	3	519
	4.6%	36.4%	0.8%	57.6%	0.0%	94.8%	0.6%	
	47	355	3	529	0	887	3	937
	5.0%	37.9%	0.3%	56.5%	0.0%	94.7%	0.3%	
富津市	15	0	0	48	0	48	27	90
	16.7%	0.0%	0.0%	53.3%	0.0%	53.3%	30.0%	
	1	0	0	97	0	97	16	114
	0.9%	0.0%	0.0%	85.1%	0.0%	85.1%	14.0%	
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	6	0	0	0	6	0	6
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
合計	458	1,330	6	616	0	1,952	41	2,451
	18.7%	54.3%	0.2%	25.1%	0.0%	79.6%	1.7%	
	425	1,934	7	969	0	2,910	26	3,361
	12.6%	57.5%	0.2%	28.8%	0.0%	86.6%	0.8%	

上段：平成 25 年度、下段：平成 26 年度、％は捕獲数全体に占める割合

○わなによる捕獲が約 90％を占めている。

オ 県による捕獲

事業名：平成26年野生鹿生息域拡大抑制対策事業

委託先：(一社)千葉県猟友会

委託期間：平成26年12月15日から平成27年3月25日まで

捕獲方法：くくりわな（輪の径が12センチメートルを超えるくくりわなを含む）
及び箱わな

従事者数：市原市2名、大多喜町3名、鋸南町2名、君津市2名の合計9名

① 県事業における捕獲場所別捕獲数

表6 県事業におけるニホンジカの捕獲数

事業名	対象区域				計
	市原市	大多喜町	鋸南町	君津市	
野生鹿生息域拡大抑制対策事業	14	10	0	39	63

○平成26年度は、北側へのメスの分散を抑制するため、市原市（I1～3）、大多喜町（O8～11）、鋸南町（N2～3）、君津市（T7、10、12）を重要地域として、県事業による捕獲を強化することとした。

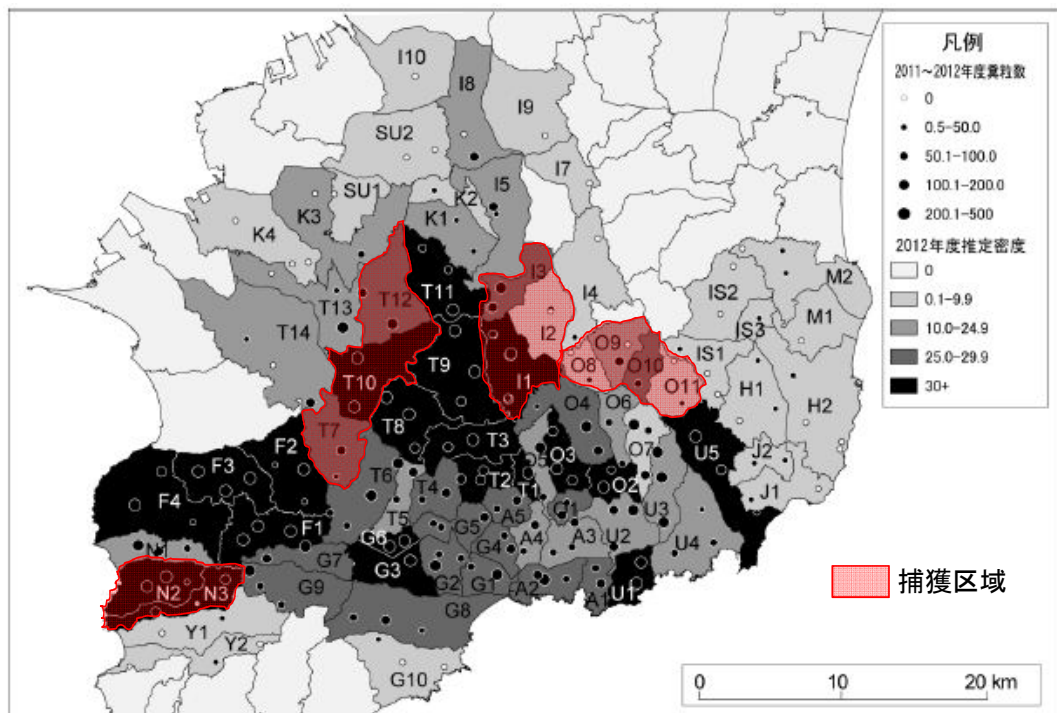


図2 ニホンジカのユニットごとの推定密度(平成24年度)及び県事業の捕獲実施区域

② 県事業におけるわな種別の捕獲頭数

表 7 県事業におけるニホンジカの捕獲数(わな種別)

	くくりわな	箱わな	計	備考
市原市	14 (タヌキ 4)	—	14 (タヌキ 4)	くくりわな 22 基 箱わな 0 基
大多喜町	3	7	10	くくりわな 8 基 箱わな 12 基
鋸南町	0	—	0	くくりわな 15 基 箱わな 0 基
君津市	37 (イノシシ 1)	2	39 (イノシシ 1)	くくりわな 18 基 箱わな 1 基
計	54 (イノシシ 1、タヌキ 4)	9	63 (イノシシ 1、タヌキ 4)	くくりわな 63 基 箱わな 13 基

(): 目的外捕獲

③ 県事業におけるわな種別の捕獲効率

表 8 市町別のニホンジカの捕獲効率(わな種別)

市町	わな種	設置基数 (基)	稼働日数 (日)	捕獲頭数 (頭)	捕獲効率(捕獲頭 数÷稼働日数× 100)
市原市	くくりわな	22	1,031	14	1.36
	箱わな	—	—	—	—
	小計	22	1,031	14	1.36
大多喜町	くくりわな	8	561	3	0.53
	箱わな	12	969	7	0.72
	小計	20	1,530	10	0.65
鋸南町	くくりわな	15	944	0	0.00
	箱わな	—	—	—	—
	小計	15	944	0	0.00
君津市	くくりわな	18	1,427	37	2.59
	箱わな	1	78	2	2.56
	小計	19	1,505	39	2.59
全 体	くくりわな	63	3,963	54	1.36
	箱わな	13	1,047	9	0.86
	計	76	5,010	63	1.26

○全体としては箱わなよりもくくりわなの捕獲効率が高かったが、市町ごとでは、捕獲効率に大きな差はなかった。

④ 県事業における市町別の捕獲個体の性比

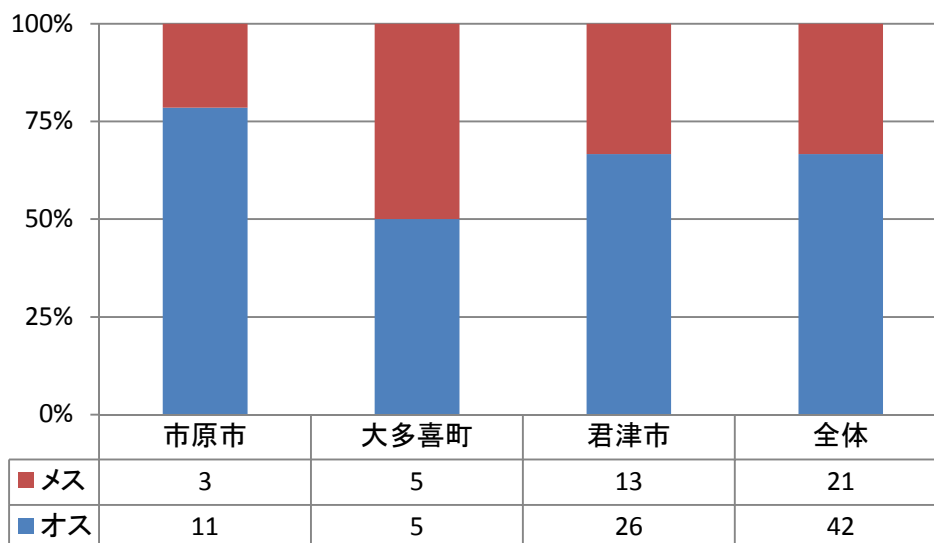


図3 県事業における市町別の捕獲個体の性比

- 全体ではオスの割合が高く、63%であった。
- 市原市と君津市ではメスの割合が高かったが、大多喜町では性比に差がなかった。

【参考】ユニットごとの捕獲個体の性比（市町等による捕獲、県捕獲、狩猟の合計）

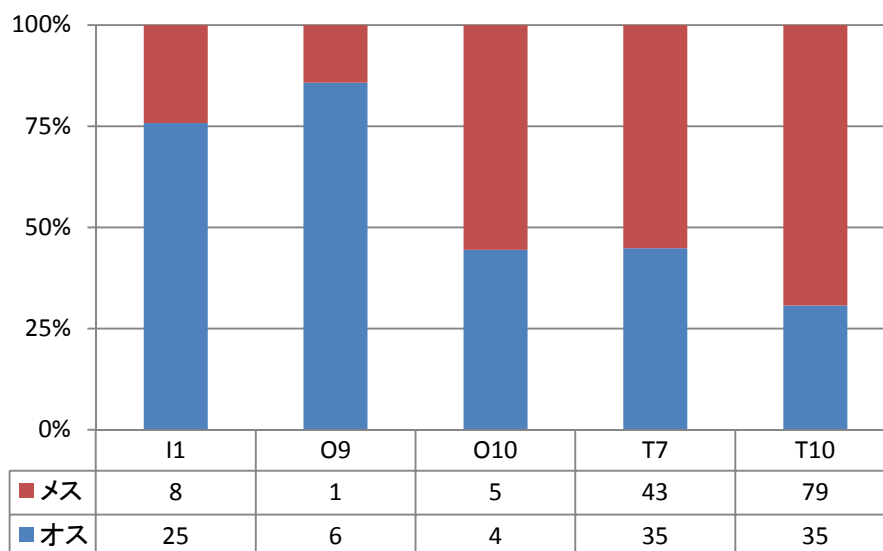


図4 ユニットごとの捕獲個体の性比

- 県の捕獲事業で捕獲のあった市原市（I1）、大多喜町（O9、10）、君津市（T7、10）を抽出した。
- I1では県捕獲だけの傾向と同じくオスの割合が高かったが、O9については県捕獲だけの傾向と異なり、オスの割合が高かった。また、T7、T10についても、県捕獲だけの傾向と異なり、メスの割合が高かった。

⑤ 県事業におけるわな種別の捕獲個体の性比

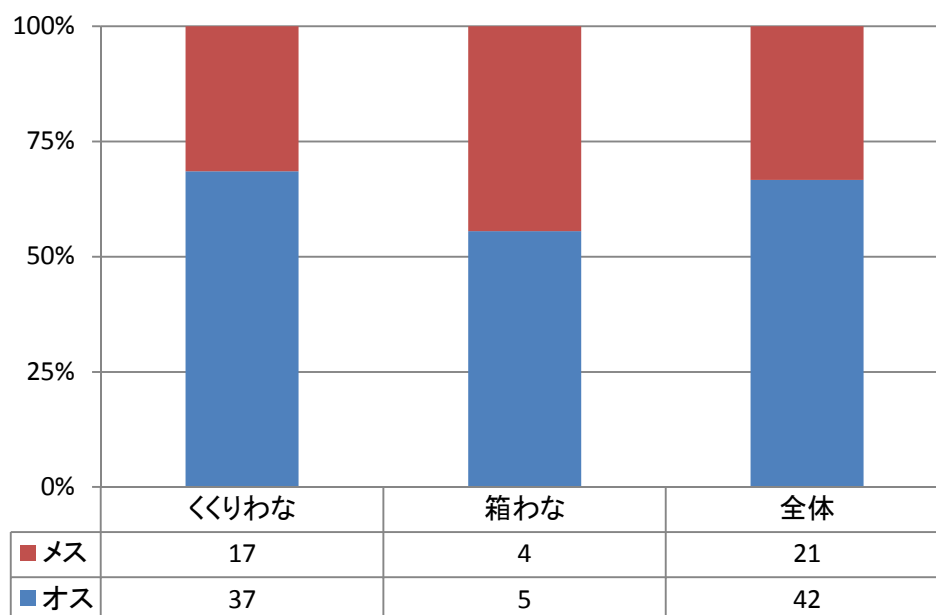


図 5 県事業におけるわな種別の捕獲個体の性比

○くくりわなではオスの割合が高く、69%であった。

【参考】捕獲方法別の捕獲個体の性比（市町等による捕獲、県捕獲、狩猟の合計）

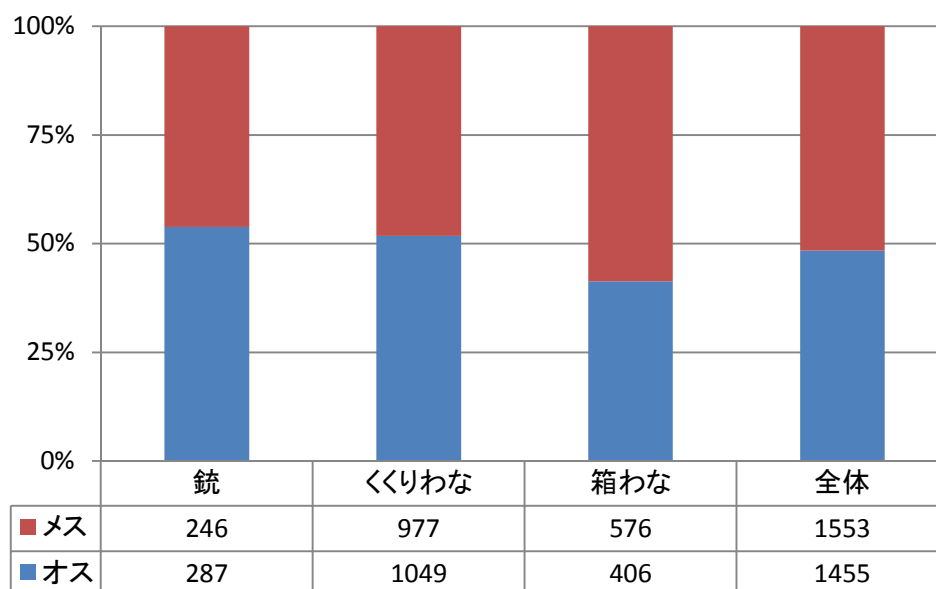


図 6 捕獲方法別の捕獲個体の性比

○箱わなにおいてはメスが59%と少し割合が高かったが、銃とくくりわなにおいては性比にほとんど差がなかった。

カ 狩猟による捕獲

① 狩猟における市町別捕獲数

表 9 狩猟における市町別のニホンジカ捕獲数

市 町 名	銃猟(頭)	網猟(頭)	わな猟(頭)	合 計(頭)
市原市	17	0	19	36
	15	0	11	26
勝浦市	20	0	0	20
	13	0	0	13
いすみ市		0	2	2
		0	3	3
大多喜町	17	0	6	23
	15	0	3	18
鴨川市	24	0	25	49
	0	0	18	18
南房総市	0	0	2	2
	0	0	1	1
鋸南町	3	0	0	3
	6	0	0	6
木更津市		0	6	6
		0	8	8
君津市	27	0	4	31
	22	0	3	25
富津市	34	0	9	43
	37	0	22	59
不明	0	0	1	1
	0	0	0	0
合計	142	0	74	216
	108	0	69	177

上段：平成 25 年度、下段：平成 26 年度

○わな猟、銃猟ともに捕獲が減少しており、特に銃猟の捕獲の減少（24%減）が大きかった。

② 銃猟承認結果と承認者の捕獲状況

表 10 銃猟承認チーム数と各チームの人数及びニホンジカ捕獲数

市町名	チームNo.	承認人数 (人)	捕獲数 (頭)	1チーム当たり 平均捕獲数 (頭/チーム)	1人当たり 平均捕獲数 (頭/人)	備考
市原市	1	15	15	15.00	1.00	
勝浦市	1	14	0		0.00	10日間出猟
	2	11	7		0.64	
	3	16	6		0.38	
小計		41	13	4.33	0.32	
大多喜町	1	14	0		0.00	4日間出猟 人数がなかなか 揃わなかった
	2	14	5		0.36	
	3	18	4		0.22	
	4	15	4		0.27	
	5	14	2		0.14	
小計		75	15	3.00	0.20	
鴨川市	1	10	0	0.00	0.00	人数が揃わず、 出猟できなかった
鋸南町	1	16	6	6.00	0.38	
君津市	1	18	0		0.00	ゴルフ場のみ
	2	14	3		0.21	
	3	12	8		0.67	
	4	18	4		0.22	
	5	17	3		0.18	
	6	11	4		0.36	
小計		90	22	3.67	0.24	
富津市	1	16	4		0.25	
	2	11	14		1.27	
	3	12	11		0.92	
	4	12	8		0.67	
小計		51	37	9.25	0.73	
計	21	298	108	5.14	0.36	

○1人当たり平均捕獲数の最高は、富津市で銃猟を行ったチームの1.27頭/人で、全体の平均は0.36頭/人であった。

○捕獲制限を1人狩猟期間中10頭としていたが、最も多かった人で6頭であった。

○なお、21チーム中、4チームにおいて捕獲数が0であった。

③ わな猟での捕獲頭数毎の捕獲者数

表 11 わな猟での捕獲数ごとの捕獲者数

捕獲頭数	捕獲者数(人)
1	8
2	6
3	3
4	3
5	3
6	1
7	1
計	25

- わな猟の一人当たり捕獲数の最大は7頭であった。
- 平均捕獲数は2.76頭/人であった。
- わな種別捕獲頭数は、くくりわな：45頭、箱わな：7頭、不明：17頭であった。

(2) 調査結果

ア 平成 26 年度末の推定生息数

平成 26 年度は鴨川市 (39 ライン)、勝浦市 (14 ライン)、大多喜町 (26 ライン)、いすみ市 (シカ保護管理ユニット H2 : 3 ライン) の合計 82 ラインにおいて糞粒調査を実施し、糞粒区画法により推定生息数を求めた。

表 12 ニホンジカの個体数推定(平成 26 年度末時点)

	平成25 年度末 時点	糞粒区画法推定			出生数捕獲数法推定					平成26年度末時点		
		最小値	中間値	最大値	増加前 捕獲	最小値	中間値	最大値	増加後 捕獲	最小値	中間値	最大値
鴨川市	580	183	1,275	2,276	—	—	—	—	—	183	1,275	2,276
君津市	3,373	—	—	—	129	4,188	4,353	4,519	872	3,316	3,481	3,647
大多喜町	448	363	1,365	2,279	—	—	—	—	—	363	1,365	2,279
勝浦市	641	350	1,168	2,186	—	—	—	—	—	350	1,168	2,186
御宿町	69	—	—	—	0	89	93	96	0	89	93	96
富津市	1,948	—	—	—	3	2,511	2,610	2,709	170	2,341	2,440	2,539
市原市	993	—	—	—	4	1,277	1,327	1,378	41	1,236	1,286	1,337
鋸南町	244	—	—	—	12	300	311	323	80	220	231	243
いすみ市	369	—	—	—	0	476	495	514	9	467	486	505
南房総市	585	—	—	—	8	745	774	804	27	718	747	777
木更津市	240	—	—	—	11	296	307	319	31	265	276	288
睦沢町	55	—	—	—	0	71	74	77	2	69	72	75
袖ヶ浦市	60	—	—	—	4	72	75	78	2	70	73	76
長南町	176	—	—	—	0	227	236	245	6	221	230	239
一宮市	23	—	—	—	0	30	31	32	0	30	31	32
館山市	174	—	—	—	0	225	234	242	3	222	231	239
茂原市	46	—	—	—	0	59	62	64	0	59	62	64
長柄町	317	—	—	—	0	409	425	442	0	409	425	442
合計	10,341	—	—	—	—	—	—	—	—	10,628	13,972	17,340

○前年度と比較して、推定生息数が 3,631 頭 (35.1%) 増加している。

○前年度と比較すると、ほとんどの市町で生息数が増加となっており、特に鴨川市 (580→1,275)、大多喜町 (448→1,365)、勝浦市 (641→1,168) で大きく増加している。

【参考】

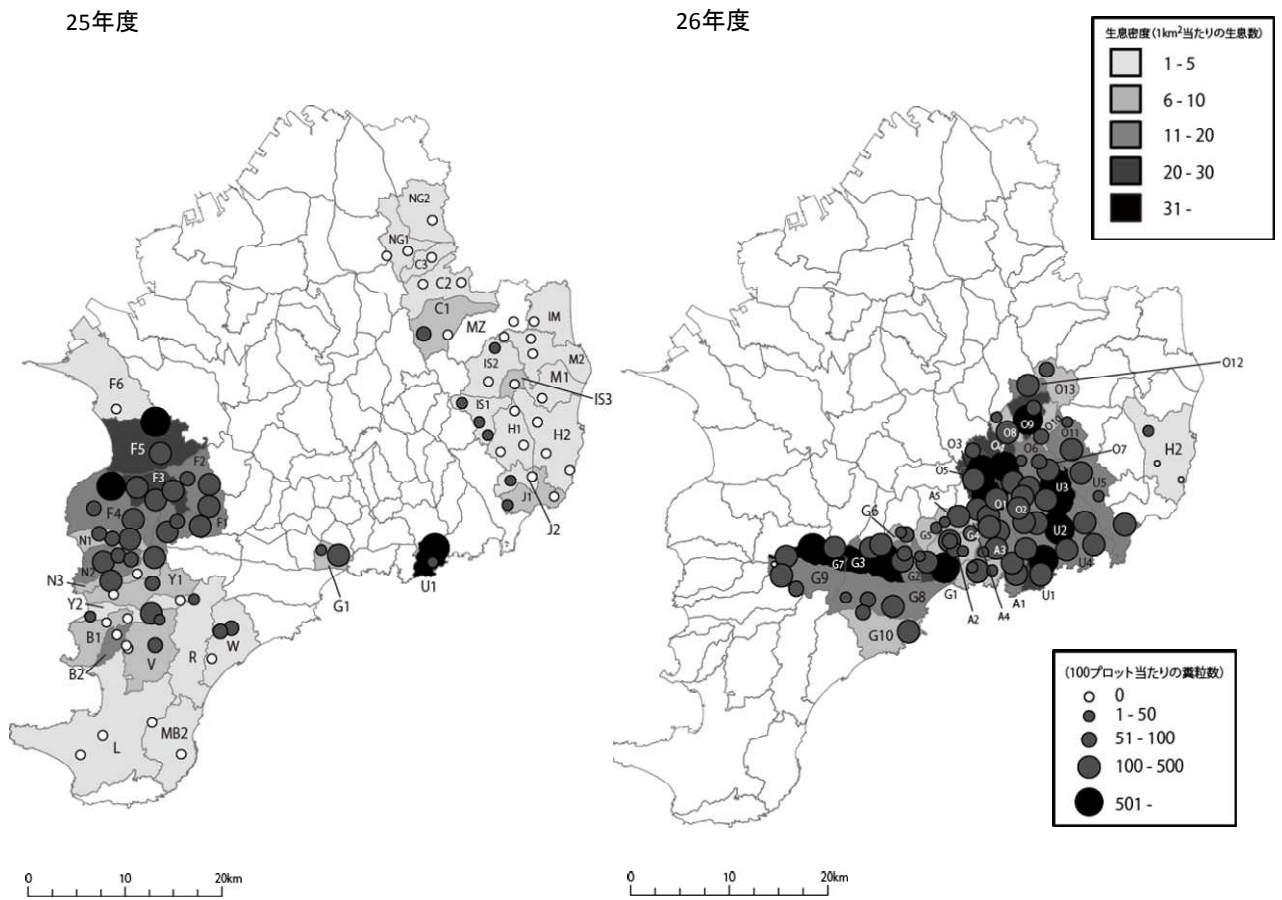


図7 ニホンジカ推定生息密度(平成25~26年度調査)

イ 推定生息数の推移

表 13 ニホンジカの推定生息数の推移

年度	推定頭数(頭)			県内推定頭数の 対前年度比(%)
	対象区域	対象区域外	県内計	
H10 年度末	3,241		3,241	—
H11 年度末	3,267		3,267	100.8%
H12 年度末	3,556		3,556	108.8%
H13 年度末	3,917		3,917	110.2%
H14 年度末	4,185		4,185	106.8%
H15 年度末	3,861		3,861	92.3%
H16 年度末	3,968		3,968	102.6%
H17 年度末	4,173		4,173	105.3%
H18 年度末	4,568		4,568	109.5%
H19 年度末	4,988		4,988	109.2%
H20 年度末	5,455		5,455	109.4%
H21 年度末	5,909	649	6,558	120.2%
H22 年度末	6,046	843	6,889	105.0%
H23 年度末	6,667	1,099	7,766	112.7%
H24 年度末			9,923	127.8%
H25 年度末			10,341	104.2%
H26 年度末 (暫定値)			13,972	135.1%

○対象区域は、第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)における対象地域。

○平成10年度以降で最も増加率が大きかった。

※平成25年度末時点の推定頭数を修正しました。

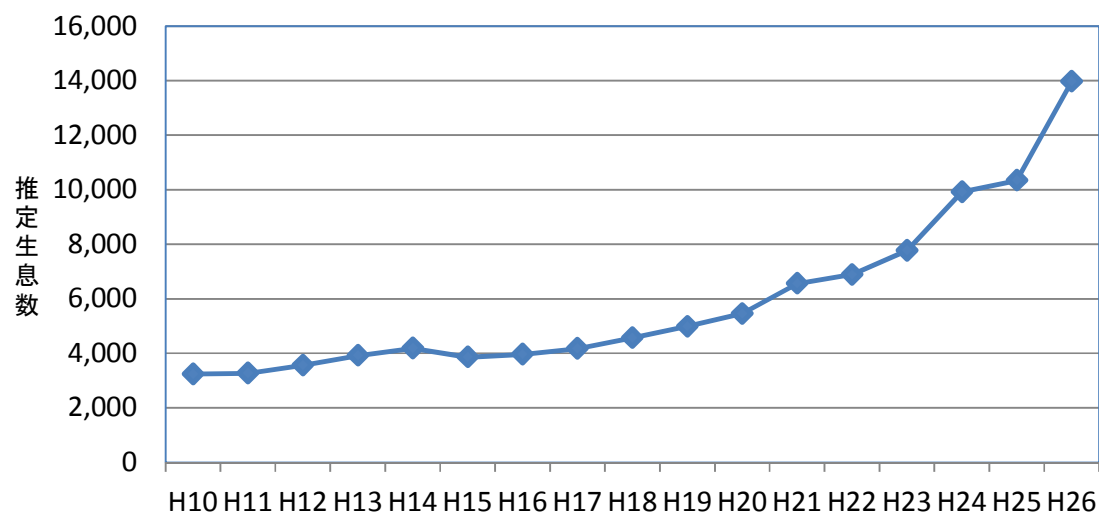


図 8 推定生息数の経年変化

エ 主要市町の推定生息数の推移

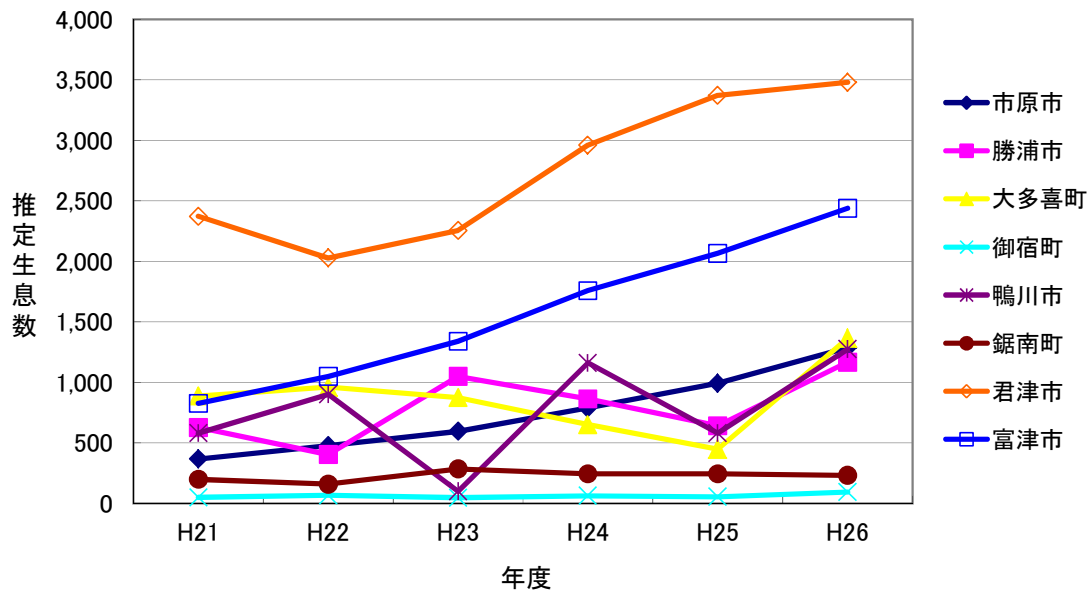


図9 主要市町における推定生息数の経年変化

○市原市、君津市、富津市では増加傾向で推移している。勝浦市、大多喜町は近年減少傾向となっていたが、平成26年度は増加となった。

(3) 農業等の被害について

ア 農業等被害額の動向

平成 25 年度の被害金額は 5,980 千円と、平成 24 年度の 4,263 千円に比べ 1,717 千円増加 (40.3%増) した。

近年被害金額、被害面積ともに減少が続いていたが、平成 25 年度については金額、面積ともに増加となった。生息数の増加が影響していると考えられる。

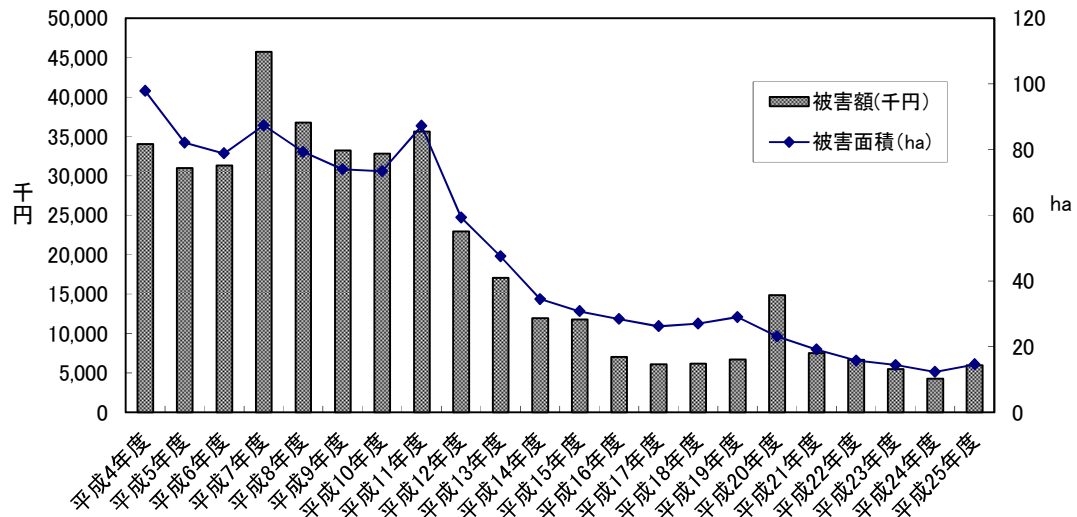


図 10 ニホンジカの農業被害金額・被害面積の推移

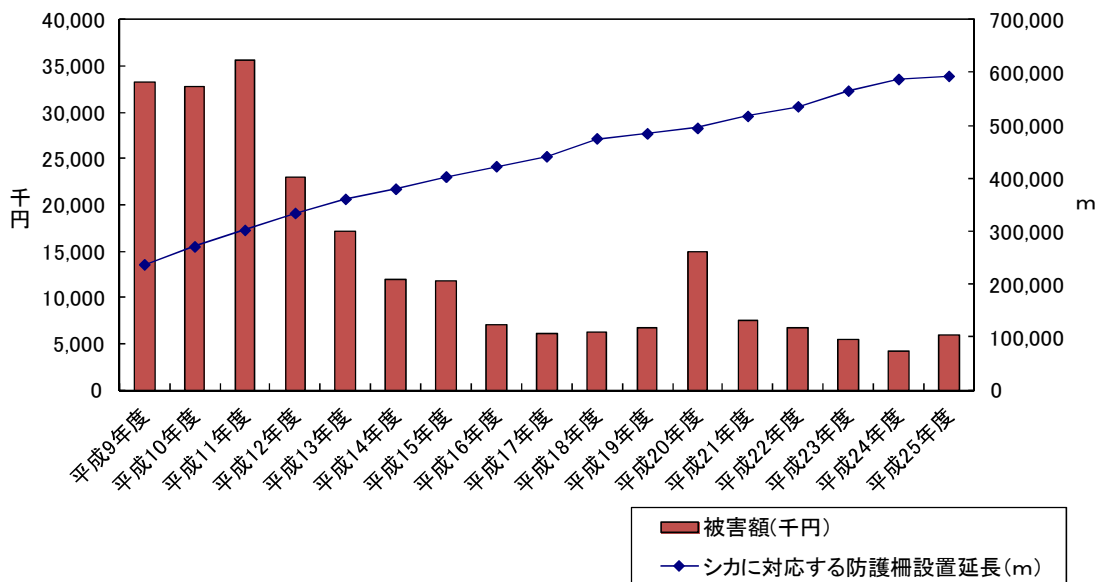


図 11 ニホンジカの農業被害金額とシカ用防護柵設置延長との関係

2 平成 27 年度ニホンジカ狩猟(案)について

(1)平成 27 年度におけるニホンジカ狩猟(案)

第3次計画に基づき、下記のとおりとする。

なお、安全対策強化のため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。また、承認候補チームの講習受講者が8名に満たなかった場合、当該チームは承認しないこととする。

表 14 平成 27 年度ニホンジカ狩猟(案)

網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない	市 町 村 名	承認限度 チーム数	承認限度人数 (1チーム8~20名)
		・1人狩猟期間中 40頭まで	・1人狩猟期間中 20頭まで	市 原 市
勝 浦 市	3			24~60名
大 多 喜 町	5			40~100名
御 宿 町	1			8~20名
鴨 川 市	5			40~100名
鋸 南 町	2			16~40名
君 津 市	7			56~140名
富 津 市	5			40~100名
南 房 総 市	1			8~20名
上記以外の地域	0			0名
合 計	31	248~620名		

○網猟・わな猟の捕獲数制限を10頭増の40頭とする。

○銃猟の捕獲数制限を10頭増の20頭とする。

○銃猟の承認限度チーム数を市原市、鋸南町、富津市について各1チーム増とする。

○銃猟の承認限度人数の下限を2名引き下げ、8名とする。

○銃猟の1チームあたり1地域であった承認可能地域数を2地域とする。

これらの変更により、狩猟による捕獲の促進を図ることとする。

【参考】表 15 平成 26 年度ニホンジカ狩猟規制内容

網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない	市 町 村 名	承認限度 チーム数	承認限度人数 (1チーム10~20名)
		・1人狩猟期間中 30頭まで	・1人狩猟期間中 10頭まで	市 原 市
勝 浦 市	3			30~60名
大 多 喜 町	5			50~100名
御 宿 町	1			10~20名
鴨 川 市	5			50~100名
鋸 南 町	1			10~20名
君 津 市	7			70~140名
富 津 市	4			40~80名
南 房 総 市	1			10~20名
上記以外の地域	0			0名
合 計	28	280~560名		

(2)平成 27 年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策(案)

ア 銃猟(シカ猟)における入猟者承認の活用

市町単位で承認チーム数(1 チームを 8 名~20 名とする)を設定し、狩猟者の集中による事故の発生を防止する。

イ 講習会の受講義務付

銃猟(シカ猟)については、県が開催する安全に関する講習会の受講を義務付け、未受講者は不承認とする。

なお、講習会は 2 回開催するが、どちらか 1 回の受講をもって可とする。

手順は、次のとおり。

① 抽選会の実施

抽選により承認候補チームを決定する。

② 第 1 回目講習会の開催

- ・受講者が 8 名を超えたチーム：受講者を承認し、未受講者は承認候補が維持される。
- ・受講者が 8 名に満たなかったチーム：受講者及び未受講者は承認候補が維持される。

③ 第 2 回目講習会の開催

- ・第 1 回講習会で受講者が 8 名を超えたチーム：第 2 回講習会受講者を承認し、第 1 回講習会及び第 2 回講習会未受講者は不承認とする。
- ・第 1 回受講者が 8 名に満たなかったチーム：第 1 回講習会及び第 2 回講習会の合計受講者が 8 名を超えた場合は、第 1 回講習会及び第 2 回講習会受講者を承認し、第 1 回講習会及び第 2 回講習会未受講者は不承認とする。
- ・第 1 回受講者が 8 名に満たなかったチーム：第 1 回講習会及び第 2 回講習会の受講者を合計しても 8 名を超えなかった場合は、第 1 回講習会及び第 2 回講習会の受講者も含め、全員を不承認とする。

ウ 巡回指導の強化

① 鳥獣保護員による巡回

② 県職員による巡回

- #### ③ 承認者であることがひと目で分かるように腕章等(各市町ごとに色分け)を作成し、承認者に着用を義務付ける。

エ 狩猟解禁に関する広報の実施

① 県による広報

- ・ホームページへの掲載
- ・県民だよりへ掲載
- ・狩猟期間中にハイキングを予定している団体等への周知

② 市町への広報依頼

- ・ホームページへの掲載
- ・市町広報誌への掲載
- ・回覧による周知
- ・無線による広報

オ 狩猟者への啓発

① 講習会において、安全狩猟を講義

② 安全狩猟啓発用パンフレットの作成・配布

カ 関係機関等への情報提供・協力依頼

① 狩猟事故・違反防止対策会議の開催

県関係機関・警察・海上保安庁・森林管理事務所・東京電力・NTT・東大演習林・猟友会等関係機関を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。

② 安全対策会議の開催

上記（オ）①の狩猟事故・違反防止対策会議を踏まえ、各地域振興事務所及び自然保護課（千葉市・市原市）主催で、各市町村・地元警察署・地元猟友会・鳥獣保護員等を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。

キ その他

狩猟を実施していく中で発生した問題点や各関係者から出された要望・提案等に対しては、その実施の可能性について十分に検討し柔軟に対応する。

3 平成 27 年度ニホンジカ保護管理事業の実施方針(案)について

(1) 目標捕獲数(案)について

表 16 平成 27 年度のニホンジカ目標捕獲数(案)

	平成 27 年度 当初推定生息数	目標	最低捕獲数 (=推定増加数)	目標捕獲数
第 3 次計画 の対象区域 (県内全域)	13,972 頭	生息数を減少させる	4,778 頭(中間値) (上限値:5,930 頭 下限値:3,635 頭)	最大限捕獲する

○推定増加率 1.342 (1.291~1.393) (浅田・落合 2007)

○目標捕獲数の設定：平成 26 年度より目標捕獲数を最大限捕獲することとしており、推定生息数が大きく増加していることも踏まえ、平成 27 年度においても、これまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に最大限捕獲することとする。

表 17 平成 27 年度の捕獲区分別のニホンジカ目標捕獲数(案)

区分	目標捕獲数	前年度実績と の比較	対応事業
市町等による 捕 獲	最大限捕獲する	—	野生獣管理事業等により、市町の実施する捕獲事業に対し補助することにより、捕獲を促進する。 また、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業のより積極的な活用を促すことにより、最大限捕獲する。
狩 猟	227 頭	+50 頭 +28%	網猟及びわな猟については県内全域を解禁する。捕獲上限は 1 人当たり 40 頭とする。 銃猟については、安全面を考慮し、一部地域のみ解禁し、解禁市町においては、入猟者承認制度により人数制限を行う。捕獲上限は 1 人当たり 20 頭とする。
県による捕獲	別途、指定管理 鳥獣捕獲等事業 実施計画により 設定	—	指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を生息密度の低い生息域外縁部において実施予定。

○狩猟の目標捕獲数については、銃猟の承認チーム数を増加させたこと、承認限度人数の下限を引き下げたことによる捕獲頭数の増を見込んだ数値に設定した。

(2) 糞粒調査について

ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定

イ 事業計画

糞粒調査については、平成 24 年度に新規ラインを 52 ライン追加してライン数が 224 ラインとなったことから、これまで生息域を二分して隔年で実施していた調査を、県内の生息域を 3 つに区分して 3 年で一回りするように変更した。

また、調査頻度が減ることから、経時変化を把握する必要があるため、鴨川市 (G1)、勝浦市 (U1)、いすみ市 (H2) については毎年調査を実施することとしている。

① 実施ライン数

平成 27 年度は市原市 15 ライン、袖ヶ浦市 3 ライン、木更津市 8 ライン、君津市 38 ライン、鴨川市 (シカ保護管理ユニット G1) 2 ライン、勝浦市 (ユニット U1) 2 ライン、いすみ市 (ユニット H2) 3 ラインの計 71 ラインを実施する。

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が 7mm 以上のものはニホンジカ、7mm 未満のものはキョンとして区分して集計する。

② 調査時期

平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月の間に実施する。

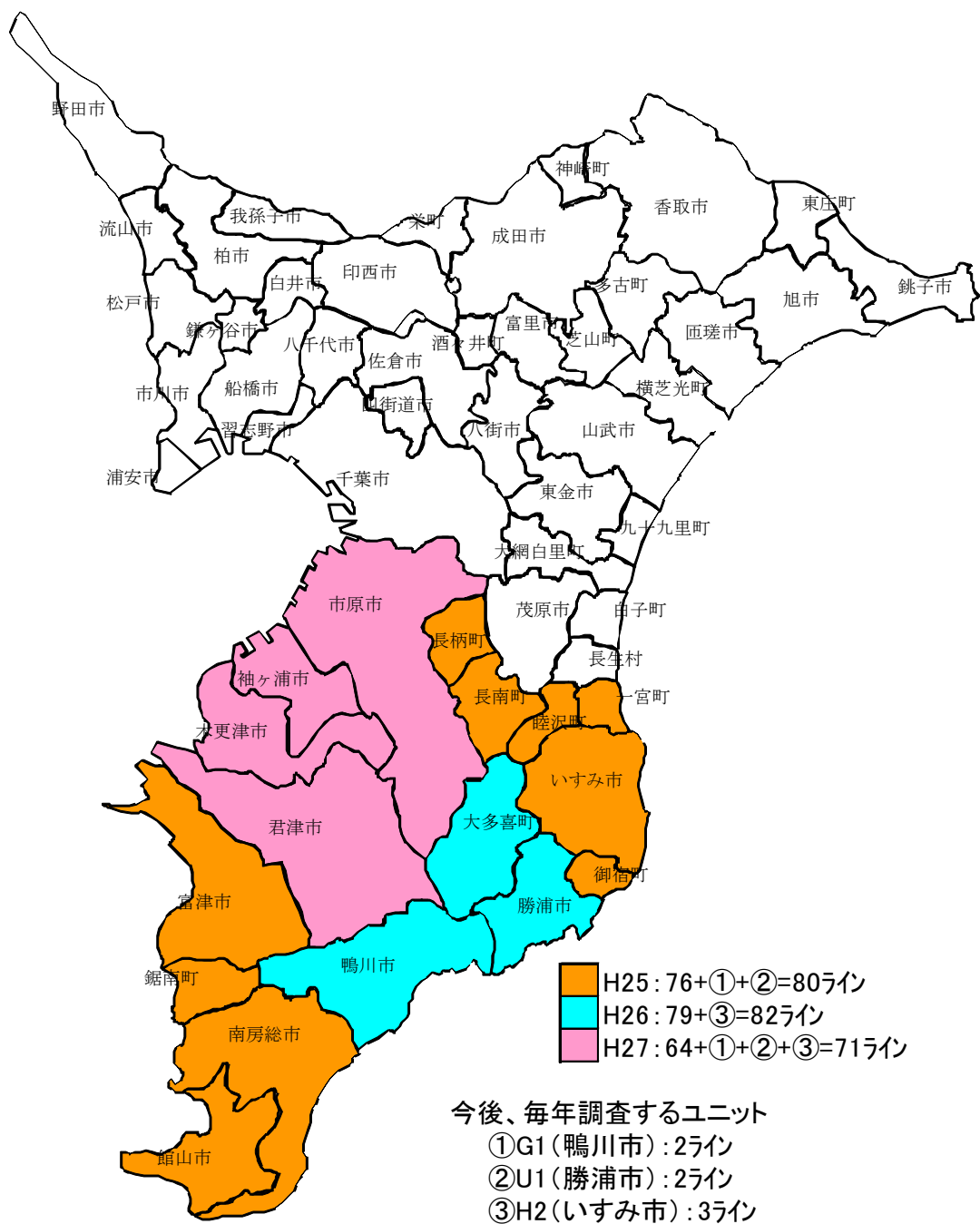


図 12 糞粒調査計画

(3)生息分布調査について

ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定

イ 事業計画

シカの分布の有無を把握するため、アオキの食痕調査を行う。

① 調査地点数

調査地点は 200 地点程度とする。国土地理院 3 次メッシュ (1km メッシュ) 内に 1 メッシュ 1 地点以内で設定する。

各調査地点で 180 c m 以下に着葉しているアオキ 10 本について、食痕の有無、採食割合を毎木調査する。キョンの食痕との判別のため、食痕の高さ 100 c m 以上のものをニホンジカと区分して集計する。

② 調査時期

平成 27 年 11 月～平成 28 年 3 月の間に実施する。

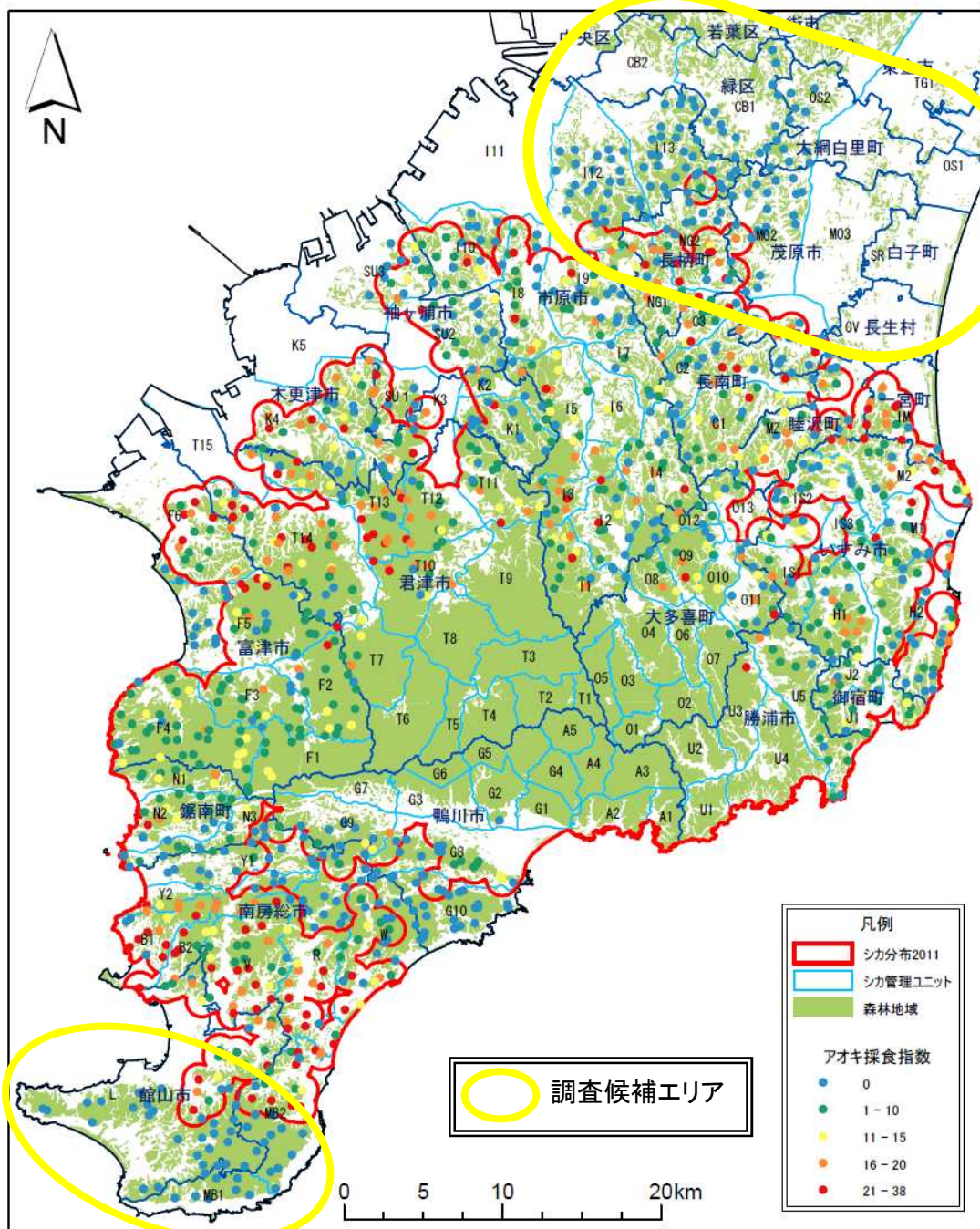


図 ニホンジカの分布域(2011年)

2009～2011年度に実施したアオキの食痕調査および2009～2010年度の農家アンケート調査結果から得られた生息点について、1kmメッシュを発生させ、森林地域の連続性を考慮した空間補間により推定した。

アオキ採食指数 = \sum (10本のアオキの1m以上の採食レベル)
 各個体の採食レベル (少ない=1, 多い=2, 葉なし=3, 180cm以上の採食=4)

図 13 平成 21～23 年度の生息分布調査結果

○平成 27 年度の生息分布調査においては、平成 21～23 年度調査で食痕が見られなかったメッシュおよび、さらにその外側のメッシュを調査予定。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）

第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

- 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。